

AOMORI LAW AND POLITICAL SCIENCE REVIEW

No.19 2018

CONTENTS

Articles

- La révision du droit des obligations au Japon et l'obligation de paiement des loyers en colocation
..... FUKUTA Kentaro 1
- Significance in International Law of the Application of "Counter-limit" Doctrine by Domestic Courts:
Analysing the Taricco I and Taricco II Preliminary Ruling of CJEU ONO Shohei 18
- Autonomy and Organizational Administration of "Profession" in Educational Administration
..... SAITO Katsusuke 36
- The Propriety of the Implementing Visitation as a General Rule in Stepfamilies
..... WATANABE Yoshihiro 47
- The Negligence Standard in Tort Liability of Minors:
Focusing on the "Standard of Care for Children" in American Law YOSHIMURA Kenshin 64

Reserch Note

- Politikwissenschaft von Hans Kelsen HORIUCHI Takeshi 84

Case Comments

- Name Lending in Individual Credit Purchase and Installment Sales Act Articles 35-3-13(1)
..... KURIBARA Yukiko 95
- The Election of the Members of the House of Councillors in 2016 and Equality of the Vote-value
..... OOTAKE Akihiro 104

青森法政論叢

第19号 2018年

目次

論文

- 性質上不可分の金銭債務論の行方
—改正民法下での共同賃借人の賃料債務— 福田健太郎 1
- 国内裁判所による「対抗限界」論適用の国際法上の意義に関する一考察
—欧州連合司法裁判所 Taricco I・II 事件先決裁定を素材として— 小野 昇平 18
- 教育行政「専門職」の自律性と組織運営
—専門性・レスポンスビリティ・アドミニストレーションの関係— 西東 克介 36
- ステップファミリーにおける面会交流
—この分野に原則的実施のバイアスをかけてよいのか— 渡辺 義弘 47
- 未成年者の不法行為責任における過失判断基準
—アメリカ法の「未成年者の注意基準」に着目して— 吉村 顕真 64

研究ノート

- ハンス・ケルゼンの政治学・雑感 堀内 健志 84

判例研究

- 個別信用購入あっせんにおける名義貸しと割賦販売法35条の3の13第1項
..... 栗原由紀子 95
- 平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等 大竹 昭裕 104

青森法学会規約

- 第1条** (名称) 本会は「青森法学会 (Aomori Law Institute)」と称する。
- 第2条** (目的) 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることを目的とする。
- 第3条** (事業) 本会は次の事業を行う。
- 研究会・講演会の開催
 - 研究誌の発行
 - その他、総会で適当と認めた事業
- 第4条** (事務局) 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。
- 第5条** (会員) ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。
- 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者
 - 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家
 - 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者
 - その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者
- ②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。
- ③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。
- 第6条** (役員) ①本会に次の役員を置く。
- 会長 1名
 - 理事 若干名
 - 監事 1名
- ②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。
- ④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。
- 第7条** (総会) ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。
- ②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。
- ③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。
- 第8条** (改正) 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

青森法学会役員

会長	堀内健志（弘前大学名誉教授）	理事	大竹昭裕（青森県立保健大学）
理事	大野拓哉（弘前学院大学）	理事	尾崎正利（労働問題研究所）
理事	小俣勝治（青森中央学院大学）	理事	宮崎秀一（弘前大学）
監事	村松恵二（弘前大学名誉教授）		

青森法学会学術雑誌規程

- 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。
- 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。
- 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。
 - 青森法学会の会員
 - 編集委員会が特に認めた者
- 使用言語は原則として日本語または英語とする。
- 本稿に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。

論文	70枚以内	研究ノート	40枚以内	判例研究	30枚以内
報告	30枚以内	書評	20枚以内		
- 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。
- 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求められることがある。

執筆者紹介

福田健太郎（近畿大学 民法）
小野 昇平（東北女子大学 国際法）
西東 克介（弘前学院大学 政治学）
渡辺 義弘（弁護士 民事手続法）
吉村 顕真（弘前大学 民法）
堀内 健志（弘前大学名誉教授 憲法）
栗原由紀子（尚綱学院大学 民法）
大竹 昭裕（青森県立保健大学 憲法）

青森法政論叢編集委員会

大竹昭裕（委員長） 小俣勝治

児山正史 西東克介

2018年8月31日発行 1200円＋税

編集兼
発行者 青森法学会

〒036-8560 弘前市文京町1番地
弘前大学人文社会科学部内

印刷所 ぶりんていあ第二